



地方創生応援税制(企業版ふるさと納税) 活用の手引き — 企業の力で地方創生 —



平成29年4月
内閣府地方創生推進事務局

はじめに

我が国は世界に先駆けて「人口減少・超高齢社会」を迎えています。人口減少を契機に、地方の活力が低下し、将来的に我が国全体の競争力が弱まることが懸念されています。このため、人口減少を克服し、社会全体の活力を維持するため、政府として地方創生の実現に取り組んでいます。

地方創生を実現するためには、産官学金労言（産業界・行政機関・教育機関・金融機関・労働団体・メディア）をはじめ、各界各層の参画と協力の下で取組を進めていくことが必要です。中でも、産業界（民間企業）の役割は非常に大きいものがあります。こうした考え方にに基づき、民間企業の皆様から積極的に寄附を行っていただけるよう、平成28年度税制改正において、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を創設いたしました。

この度、地方創生応援税制を有効にご活用いただくための「手引き」を作成いたしましたので、ぜひご参照いただき、地方創生の取組にご協力をいただきますようお願い申し上げます。

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)のポイント

志のある企業が地方創生を応援する税制を創設

⇒地方公共団体による地方創生のプロジェクトに対して寄附をした企業に、税額控除の措置

企業の寄附に係る負担を軽減

⇒税負担の軽減効果を2倍に

例えば、企業が地方公共団体に1,000万円寄附をした場合、現行の制度では、寄附額の約3割(約300万円)の税の軽減効果がありました。地方創生応援税制では、新たに寄附額の3割(300万円)が税額控除され、これまでの2倍の約600万円の税の軽減効果があります。



活用しやすい制度

⇒寄附額の下限は10万円

企業版ふるさと納税が創設されたと聞くと、当社としてどう対応すべきだろうか。

これまでの地方公共団体への寄附に比べて税負担の軽減効果が倍になります。また、当社の創業地のA市への寄附や当社の事業分野に関連する地方創生プロジェクトに寄附を行うことができますので、社会貢献のイメージアップにつながります。

なかなか面白そうだな。この際、当社にふさわしい地方創生プロジェクトを探してみてくれ。

1. 制度の趣旨

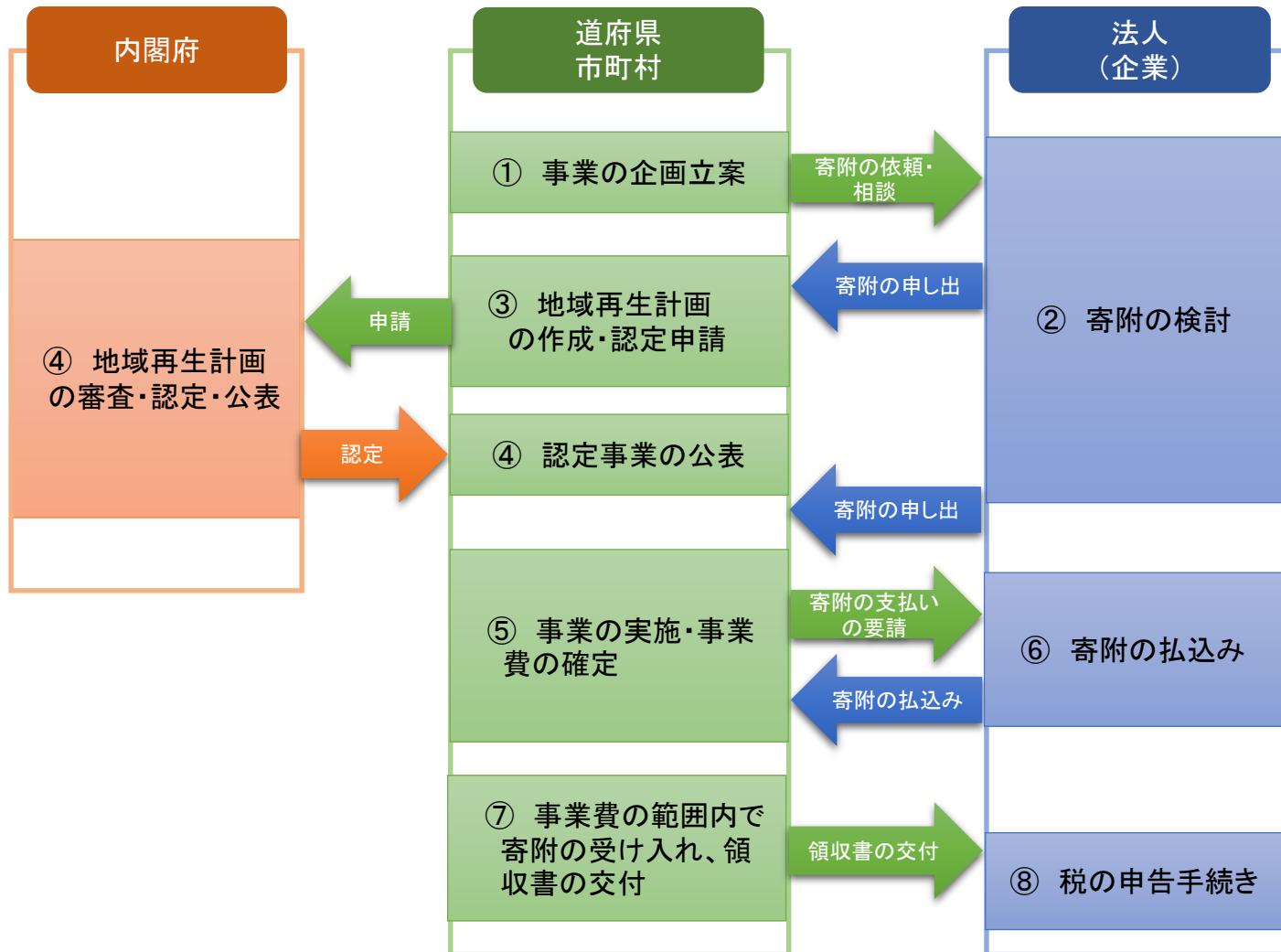
各地の地方創生の取組の実効性を高めていくためには、従来の施策に加えて、地方創生事業に対する民間資金の新たな流れを巻き起こすことが必要です。民間企業の皆様には、地方創生応援税制(企業ふるさと納税)を活用して、各地の地方創生の取組に理解を深め、寄附を通じて積極的に貢献していただくことを期待しております。また、地方公共団体が民間企業に地方創生の取組をアピールするために政策面のアイデアを競い合うことで、より良い地方創生の取組が生まれ、各地で地方創生の深化につながっていくことを期待しております。

本税制の対象となる事業については、最初の地域再生計画の認定を8月頃に予定しており、内閣府や地方公共団体のホームページで公表していきますので、民間企業の皆様におかれましては、その趣旨に賛同できる地方創生の取組がありましたら、地方創生応援税制を活用して、積極的に寄附を行っていただきますようお願いいたします。

2. 地方創生応援税制の主な流れ①

民間企業の皆様が地方創生応援税制を活用して寄附を行う場合の手続きの流れについては、以下の通りです。

<地方創生応援税制のフロー図>



2. 地方創生応援税制の主な流れ②

- ① 地方公共団体が、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」を企画立案し、企業に相談を行い、寄附の見込みを立てます。
- ② 地方公共団体から相談を受けた企業が、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対する寄附を検討します。（この時点では、実際の寄附の払込みは行わないようにして下さい。）
- ③ 地方公共団体が、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」を地域再生計画として内閣府に申請します。
- ④ 内閣府が、「事業」を認定・公表します。地方公共団体においても、認定を受けた「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」を公表します。
企業が、これを見て「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対する寄附を検討することもできます。（この時点では、実際の寄附の払込みは行わないようにして下さい。）
- ⑤ 地方公共団体が、認定を受けた「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」を実施し、事業費を確定させます。
- ⑥ 企業が、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対する寄附の払込みを行います。
- ⑦ 「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」への寄附を受けた地方公共団体が、寄附を行った企業に対して領収書を交付します。
- ⑧ 企業が、⑦の領収書に基づき、地方公共団体や税務署に対して地方創生応援税制の適用がある旨を申告し、税制上の優遇措置を受けます。

3. 税制措置の内容

地方税法及び租税特別措置法に基づき、内閣府が認定した「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対する寄附を行った法人に対し、寄附額の3割に相当する額の税額控除の特例措置がなされます。現行の地方公共団体に対する法人の寄附に係る損金算入措置による軽減効果(約3割)と合わせて、寄附額の約6割に相当する額が軽減されます。

【税目ごとの特例措置の内容】

① 法人住民税

寄附額の2割を税額控除(法人住民税法人税割額の20%が上限)

② 法人税

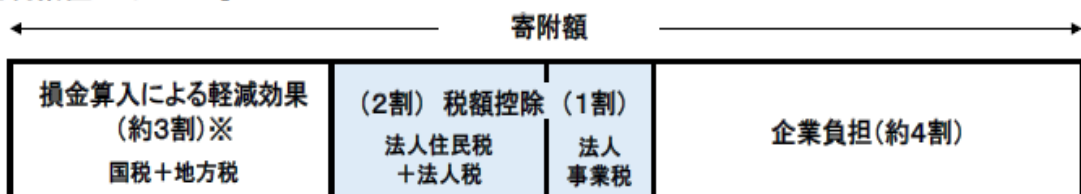
法人住民税の控除額が寄附額の2割に達しない場合、寄附額の2割に相当する額から法人住民税の控除額を差し引いた額を控除(寄附額の1割、法人税額の5%が上限)

③ 法人事業税

寄附額の1割を税額控除(法人事業税額の20%(※)が上限)

(※)地方法人特別税廃止後は15%

[税制措置のイメージ]



※企業が地方公共団体に寄附する場合は、その全額が損金算入されるため、寄附額の約3割(法人実効税率)相当額の税の軽減効果がある。

4. 地方創生応援税制の留意事項

地方創生応援税制を活用して寄附を行っていただくに当たっては、以下の事項にご留意願います。

- ① 「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」へ寄附を行うことの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。
- ② 自社の本社が所在する地方公共団体への寄附については、本税制の対象となりません。この場合の本社とは、地方税法における「主たる事務所又は事業所」を指します。
- ③ 次の都道府県、市町村への寄附については、本税制の対象となりません。
 - i .地方交付税の不交付団体である都道府県
 - ii .地方交付税の不交付団体であって、その全域が地方拠点強化税制の支援対象外地域(※)とされている市町村(※)首都圏整備法で定める既成市街地・近郊整備地帯、近畿圏整備法で定める既成都市区域等
<平成29年度において対象外となる地方公共団体>
 - ー東京都
 - ー埼玉県戸田市、和光市、三芳町
 - ー千葉県市川市、浦安市
 - ー東京都23特別区、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、国分寺市、国立市、多摩市、羽村市、瑞穂町
 - ー神奈川県川崎市、鎌倉市、藤沢市、厚木市、海老名市、寒川町、中井町
- ④ 1回当たり10万円以上の寄附が対象となります。
- ⑤ 寄附の払い込みについては、地方公共団体が「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」を実施し、事業費が確定した後に行うこととなります。また、本税制の対象となる寄附は、確定した事業費の範囲内までとなります。